

## 第1回門真市自殺対策計画審議会 会議録

- 1 開催日時 平成30年7月30日（月）午後2時から午後3時15分
- 2 開催場所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 出席者 下治副市長、溝部委員、小原委員、藤江委員、野志委員、三井委員、谷口委員  
【出席人数 7人/全8人】
- 4 内容 委員の紹介、会長及び副会長の選任、諮問、会議の公開・非公開、審議
- 5 傍聴定員 一（傍聴希望者なし）
- 6 担当部署 保健福祉部障がい福祉課、06-6902-6154（直通）
  
- 7 会議記録

### 1 開会

【事務局】定刻となりましたので、ただいまより第1回門真市自殺対策計画審議会を開催いたします。本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の司会をさせていただきます、障がい福祉課課長補佐の東谷でございます。どうぞよろしくお願いたします。まず初めに、携帯電話について、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

本日は、委員7名中6名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日の会議につきましては、後日議事録の作成が必要なため、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、お席につきましては、お配りしました座席表のとおり、事務局で指定させていただいております。合わせてご了承くださいますよう、よろしくお願いたします。

それではお手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。会議の次第及び座席表であります。

（資料の確認）

不足等ございませんでしょうか。

それでは、お手元の会議次第にそって会議を進めさせていただきます。まず、会議に先立ちまして、下治副市長よりご挨拶申し上げます。

【副市長】開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。市政全般にわたり、ご理解、ご協力頂き、誠にありがとうございます。皆様には、審議会の委員のご就任をお願いしましたところ、快く引き受けていただき、また本日はお忙しいなかをご出席いただきましたことを重ねてお礼申し上げます。さて、我が国の自殺者数は平成10年以降、年間3万人を超えておりましたが、近年は3万人を大きく下回り減少傾向にあるものの、依然として毎年2万人を超える高い水準で推移しています。このような中、自殺対策の更なる推進のため、平成18年6月に成立した自殺対策基本法が平成28年3月に改訂され、すべての自治体において、自殺対策計画を策定することとなりました。このような流れを受け、本市の自殺対策計画を策定するにあたり、基本的な理念、目標に対する意見の他、自殺対策を充実させていく方策等についてご審議いた

だくため、本審議会を設置いたしました。本市では、計画策定を機に、自殺対策に関する課題を整理し、今後の試作の方向性を明確にすること、自殺対策を総合的かつ計画的に推進していきたいと考えておりますので、その第一歩となる会議におきまして、皆様の忌憚のないご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 議事

### 議題1 委員の紹介

【事務局】 それでは、議題1の「委員の紹介」に入ります。本審議会の構成委員につきましては、資料1の門真市自殺対策計画審議会委員名簿のとおりでございます。

(委員の紹介)

なお、関係行政機関の職員として、大阪府守口保健所所長 松本 一美委員は、所要のため欠席となっております。

委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

またお手元の資料2-1～4をご覧ください。門真市自殺対策計画策定の体制としましては、自殺対策は「生きることの包括的な支援」であることから、庁内の各部局による組織横断的な取組みとして計画の策定を進めるため、自殺対策に関係する各部局の政策担当課長等で構成する「門真市自殺対策計画策定委員会」を設置し、関係各課との連携を図りながら計画策定のための検討を行ってまいります。

本審議会におかれましては、自殺対策において、様々な観点から見識のある皆様に委員となっていていただき、策定委員会からの提案等に対し、意見を述べていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

保健福祉部長の市原でございます。

続きまして保健福祉部次長の山本でございます。

障がい福祉課長の狩俣でございます。課長補佐の池尻でございます。副参事の西本でございます。主査の宇崎でございます。南埜でございます。

また、本計画の策定支援業務を委託しております、株式会社 名豊の池上様にも出席いただいております。

### 議題2 会長及び副会長の選任

【事務局】 それでは、議題2の「会長及び副会長の選任」に移ります。

審議会の会長及び副会長は、門真市附属機関に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、委員の互選により各1名を定めることとなっておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

【A委員】 会長には、大学教授として、社会福祉に関する知識を充分にお持ちであり、行政関係の計画づくりなどにおいても実績のある溝部委員を、副会長には、医師として地域医療に貢献されており、医療ケア関係にも関わりがあることから、保健福祉にも知識をお持ちの小原委員を推薦いたしますがいかがでしょうか。

【事務局】 ただいま藤江委員より、会長には溝部委員、副会長には小原委員にと推薦がありました

が、委員の皆様、ほかにご意見はございませんでしょうか。

ほかにご意見がないようですので、会長は溝部委員に、副会長は小原委員へお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは会長に溝部委員、副会長に小原委員で決定いたしましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

溝部会長及び小原副会長におかれましては、席の移動をお願いいたします。

(会長・副会長が席の移動)

それでは、本審議会の会長及び副会長が就任されたことに伴い、溝部会長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

**【会長】** 追手門学院大学心理学部心理学科の教諭をしております、それと同時に地域支援心理研究センターで、地域支援を行っているところの運営を行っております。10年前までは、九州大学、鳥取大学等で内科医、心療内科医、精神科医として仕事をしておりましたが、平成18年の自殺対策基本法の成立に伴いまして、鳥取県で農村型の自殺対策を実施してまいりました。また、数年前から高槻市の保健所で、自殺未遂者支援事業にかかわっており、年に4回ほど、保健所のスタッフと自殺未遂の事例の研究を進めています。門真市に足を踏み入れたのは初めてで、この地域の実情を知らない状況ですので、門真市でよりよい自殺対策計画ができるように、努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

**【事務局】** ありがとうございます。続きまして、小原副会長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

**【副会長】** 門真市医師会の理事として、委員として選ばれましたが、理事になったのも、この5月となっていますので、経験がありませんが、15年前から、門真市で精神科のクリニックを開業しており、公的な自殺対策の仕事などは行っておりませんが、臨床医として自殺未遂の人とのかかわりもしておりますので、そのような意見を言えればよいと思います。本日所要で3時過ぎまでしかいけませんので、挨拶なしで退席させていただきます。

### 議題3 諮問

**【事務局】** ありがとうございます。それでは、議題3の「諮問」に入らせていただきます。

本来であれば、市長から諮問書をお渡しすべきですが、本日は市長が他の公務のため、市長に代わりまして、下治副市長から会長へ諮問書をお渡しいたします。

(副市長から諮問書の交付)

ありがとうございます。

なお、下治副市長につきましては、誠に恐縮でございますが、他の公務のため、ここで退室させていただきます。

### 議題4 会議の公開・非公開

**【事務局】** それでは、会長が決定しましたので、ここからは門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、溝部会長に議長をお願いいたします。

**【会長】** それでは、これ以降の進行につきましては、私が進めさせていただきます。

まず、議題4の「会議の公開・非公開」について検討したいと思います。事務局の説明をお願いします。

【事務局】 それでは、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。

門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を委員会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本審議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考えておりまして、公開とした場合の規定等につきましては、参考資料1及び参考資料2としてお配りしております。

具体的な公開方法等につきましては、市民の方に、会議の日程を市のホームページなどでお伝えし、当日お越しの方に傍聴していただくというものでございます。

会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。

会議開始から現時点までは非公開としておりますが、この場におきまして、これ以降の会議の公開についてご審議いただきますようお願いいたします。

【会長】 ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありました。何かご意見等ございますか。

(異議なし)

【会長】 異議なしということで、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。これについて、事務局より補足の説明があればお願いします。

【事務局】 それでは、ただいまご承認いただきました会議の公開について、公開に関する規程について、説明させていただきます。

お手元に配布しております、参考資料1「門真市自殺対策計画審議会の会議公開要領」及び参考資料2「門真市自殺対策計画審議会の会議傍聴要領」をご覧ください。まず、会議の公開方法等についてですが、定員を10名とし、当日先着順に受付をし、会場内に設置いたします傍聴席で傍聴していただきます。

また、会議の途中に何らかの理由により会議を非公開とする必要が生じた際には、傍聴者には議長より理由を説明していただき退席を求められることとなっておりますのでよろしくをお願いいたします。

なお、会議傍聴要領につきましては、傍聴の際の注意点等として傍聴者に配布させていただきます。

本日の会議につきましては、あらかじめ、会議の公開が決定された場合のみという条件を付しまして、事前にホームページ及び市役所別館1階の市情報コーナーで傍聴ができる旨、ご案内させていただいております。

【会長】 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等はございませんか。

それでは、傍聴者がいるようでしたら入室してもらってください。

【事務局】 本日は現時点で傍聴希望者はおりませんので、その旨ご報告させていただきます。

## 議題5 審議

【会長】 それでは、議題5の「審議」についてです。事務局の説明をお願いします。

【事務局】 門真市自殺対策計画の策定の目的についてであります。自殺は健康問題や経済・生活問題等様々な要因が複雑に絡み合って追い込まれた末の死であり、その多くが社会的な取り組みで防ぐことのできる死とされている中、平成18年自殺対策基本法が制定され、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げていますが、我が国の自殺死亡率は、主要国の中でも高く、非常事態はいまだ続いています。こうした中で、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法の改正が行われ、全ての自治体が自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

これを踏まえ、本市においては、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策が有機的に連携し、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことにより、「誰も自殺に追い込まれることのない『門真市』の実現」を目指し、平成30年度末までに「門真市自殺対策計画」を策定することとしております。

### ① 日本の自殺者数の推移及び国・府の動向について

【コンサル】 それでは、資料3-1「日本の自殺者数の推移等」について、説明をいたします。

図1をご覧ください。警察庁の自殺統計原票を集計した結果によると、我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回りました。平成28年は2万1,897人と5年連続で3万人を下回っています。

自殺者数は、昭和58年及び昭和61年に2万5千人を超えたものの、平成3年には2万1,084人まで減少し、その後2万人台前半で推移していましたが、平成10年に9年の2万4,391人から8,472人増加して3万2,863人となり、その後、15年には統計を取り始めた昭和53年以降で最多の3万4,427人となりました。

平成16年は減少し、平成21年まで横ばいで推移した後、平成22年以降は減少を続けており、平成28年は前述のとおり2万1,897人で前年に比べ2,128人減少し、平成22年は2万2千人を下回っています。

図2をご覧ください。主要国の自殺死亡率について世界保健機関によれば、ロシア21.8、日本19.5、フランス15.1、米国13.4となっています。

世界保健機関の統計によれば、諸外国の自殺死亡率は、日本は、総数では6番目に高くなっています。男女別にみると、日本は、男性が12番目、女性が3番目となっています。日本の年間自殺者数は男性が7割を占め多くなっていますが、諸外国との比較で見ると、日本の女性の自殺死亡率の高さが目立っている状況です。

資料3-2「自殺対策基本法」について、説明をいたします。

この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定め

ること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

本法律では、「基本理念」や「国及び地方公共団体の責務」や事業所や国民の責務を始め、第13条では、市町村の区域内における自殺対策についての計画を策定することが定められています。

また、第3章には、基本的施策として、人材の確保やこころの健康の保持に係る教育及び啓発の推進等について定められています。

資料3-3「自殺総合対策大綱（概要版）」について説明します。

この「自殺総合対策大綱」では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を基本理念として、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることを目指しています。

また、「自殺総合対策の基本方針」として、「生きることの包括的な支援として推進する」「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」などの5つが掲げられており、これらの方針のもと、「自殺総合対策における当面の重点施策」が12掲げられています。その中には、「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「国民一人ひとりの気づきと見守りを促す」「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」「勤務問題による自殺対策を更に推進する」などが示されています。裏面には、この12の重点施策について、更なる取り組みが求められている施策が記載されておりますので、ご覧いただければと思います。

第5では「自殺対策の数値目標」として、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少することを目標として掲げられており、市町村においても、この数値目標の達成に向けて施策を行っていくこととなっています。

資料3-4「大阪府自殺対策基本方針」について説明いたします。

大阪府では、平成29年3月に「大阪府自殺対策基本方針」を策定しております。その中で、大阪府の自殺対策における課題として、若年層向けの支援が必要であること、自殺未遂者への支援が必要であること、自死遺族への支援が必要であること、関連機関の連携強化が必要であることがあげられており、これらの課題を受けて、

- 1) 生きることへの包括的な支援として取り組む
- 2) 総合対策として様々な分野の関係者が連携して取り組む
- 3) 社会的要因を踏まえて取り組む
- 4) こころの健康問題を府民一人ひとりの問題として取り組む
- 5) 基本法に沿って取り組む
- 6) 事前予防、危機対応、事後対応に取り組む
- 7) 自殺の実態に基づき継続的に取り組む

8) 生涯を通じたこころの健康づくりに取り組む

の8つの基本的な方針が掲げられております。

また、自殺対策の重点的な施策として、「自殺の実態を明らかにする」「府民一人ひとりの気づきと見守りを促す」など9つが掲げられており、施策が行われている状況です。

また、この基本方針には、「市町村における連携・協力体制」や「目標と施策の評価」についての掲載されております。

【会長】ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質疑・応答なし)

## ② 門真市の自殺の状況

【会長】それでは次に参ります。事務局説明をお願いします。

【コンサル】資料4「門真市の自殺の状況」について説明いたします。

門真市では、自殺者数は減少傾向にあり、自殺統計によると、平成28年では自殺者数が15人となっており、平成21年から19人減少している状況です。また、自殺率についても全国と比較すると低くなっています。

平成29年度中における門真市の自殺の内訳(暫定値)ですが、平成28年では15人となっていました。平成29年では30人と増加しており、年齢別で見ると、40歳代で7名、70歳代で5人となっています。また、職業別でみると「年金・雇用・保険等生活者」が7人となっております。

原因動機別自殺者数をみると、「健康問題」が最も多く10人となっており、「経済・生活問題」が5人、「家庭問題」が4人となっています。

【会長】ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質疑・応答なし)

## ③ 地域自殺実態プロファイル及び地域自殺対策政策パッケージについて

【会長】それでは次に参ります。事務局説明をお願いします。

【コンサル】資料5-1「地域自殺実態プロファイル」について説明いたします。

この資料については、国から各市町村の自殺の特徴から、その市町村で重点的に取り組むべき重点パッケージが示されているものとなります。

門真市では「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」「子ども・若者」「無職者・失業者」が重点パッケージとしてあげられております。

資料5-2「地域自殺対策政策パッケージ」について説明いたします。

この「地域自殺対策政策パッケージ」は、国から示されたものであり、計画を策定していく中での手引きのようなものとなっています。

2ページをご覧ください。地域自殺対策計画策定のプロセスですが、まず、地域自殺実施プロファイルの分析に基づく地域特性の把握と課題の整理を行い、地域自殺対策政策パッケージを活用した計画策定の方向性の確認し、作っていくこととなっています。

その中で、人口規模を考慮した施策の「基本パッケージ」と、重点パッケージの中から

最適の施策群を選択「重点パッケージ」が示されており、地域特性の把握と課題の整理、方向性の検討をした後に、それぞれのパッケージにそって計画を立案していくこととなっております。

1 ページにお戻りください。1 ページには、「基本パッケージ」の内容を記載しており、この考え方のもと、本計画を策定していくこととなります。

【会長】ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(質疑・応答なし)

#### ④ 門真市自殺対策計画骨子（案）について

【会長】それでは次に参ります。事務局説明をお願いします。

【事務局】資料6「門真市自殺対策計画骨子（案）」について説明いたします。

計画の全体構成は、国・府の計画との整合を図りつつ、市の上位・関連計画等との整合を図り、計画を構成します。

「第1章 計画の概要」では、国や府の動向を整理するとともに、市における本計画の位置付けを整理します。

「第2章 自殺に関する基本認識」では、自殺に対する正しい理解を深めるため、自殺に関する基本的な認識を整理します。

「第3章 市の自殺を取り巻く現状」では、市の自殺を取り巻く現状や今後の課題を整理します。

「第4章 計画の基本的な考え方」では、計画の理念（めざす姿）や目標とする自殺死亡率、計画の施策体系などをまとめます。

「第5章 施策の展開」では、施策体系に沿って、施策の方向性と市民アンケートの意向調査を反映させた具体的な実施事業を記載します。併せて、計画の進捗管理を評価する指標項目を記載します。

「第6章 重点施策」では、地域自殺実態プロファイルの推奨パッケージと市民アンケートの意向調査を反映させた地域自殺対策政策パッケージの重点パッケージを踏まえ、重点的に取り組む内容を整理します。

「第7章 計画の推進」では、計画の進行管理や関係機関との連携に対する方針など、計画の推進に対する考え方を記載します。以上です。

【会長】ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(質疑・応答なし)

#### ⑤ 門真市自殺対策計画策定に係る棚卸し事業の調査について

【会長】それでは次に参ります。事務局説明をお願いします。

【事務局】資料7「門真市自殺対策計画策定に係る棚卸し事業の調査」についてであります。

本市では、庁内の既存事業を最大限に活用した計画の策定を行うべく、各部局の自殺対策につながるとされる事業を洗い出すことを目的として、平成30年6月1日付けで、自殺対策計画に係る各部局の課に対して、「門真市自殺対策計画策定に係る棚卸し事業調査票」を用いた調査を実施しました。



「門真市自殺対策計画策定に係る棚卸し事業調査票」とは、平成29年12月13日付で厚生労働省から通知のあった「事業の棚卸し事例集」をもとに、障がい福祉課が作成したものであり、今後の計画策定に当たっての基礎資料とするものです。

今後は、この調査票をもとに、関係各課に対し、事業内容の確認や現状の課題や問題点、今後の方向性等についてヒアリングを実施し、計画書への掲載事業として反映をさせていきます。これから行う関係各課へのヒアリングにおいて、この点を聞いてほしいなどのご要望があればご意見いただければと思います。

【会長】関係各課へのヒアリングで聞いてほしい点の要望等があれば、お願いします。

【副会長】個別のヒアリングではないですが、棚卸調査の表ですが、ただ羅列されており、量も多くでわかりにくいです。見ると、正直ゲートキーパーがいたら、ゲートキーパー的な役割をする程度の内容のものもあれば、関わりが多そうな部署もあると思います。啓蒙活動、教育の関わりの事業もあるようですが、羅列して書かれると大変わかりにくいので、整理して頂いた方が、仕事をしていく中でもわかりやすいと思います。

【会長】ゲートキーパーや教育など項目ごとにまとめて、資料を作っていただくとわかりやすいと思いますので、お願いいたします。

【事務局】各課ヒアリング等を行い、資料を精査し、報告をいたします。

【会長】ありがとうございます。

## ⑥ 門真市自殺対策に関する市民アンケート調査票（案）について

【会長】それでは次に参ります。事務局説明をお願いします。

【コンサル】資料8「門真市自殺対策に関する市民アンケート調査票（案）」は、18歳以上の市民を無作為に2,000人抽出し、発送する予定となっております。その中で、タイトルにつきましては「こころの健康に関する市民意識調査ご協力のお願い」と記載しております。このアンケートにつきましては、8月22日を目途に発送、9月17日までを回収期限と予定しております。

1ページ目につきましては、答えていただく方の年齢、性別、お住まい、職業、世帯状況等の基本属性を設定しております。2ページ目につきましては、からだやこころの健康状況をお伺いする設問となります。またその中では、こころの不調等に関して医療機関等に受診されているかの質問も設定しております。2から3ページにかけて、休養や睡眠、アルコールについて伺うような設問となっております。休養や睡眠につきましては、十分な休養や睡眠がとれているか、またどのくらいの睡眠がとれているのかといった設問となります。またアルコールにつきましては、飲酒状況を伺うような設問となります。4ページ目につきましては、この1週間においてからだやこころの状態、物事を感じ方として20項目の設問となります。5ページ目につきましては、「この1ヶ月で悩みや不安、ストレスを感じますか」「またそれはどのような事柄ですか」「不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人はいますか」「またそれは誰に相談しますか」といった設問となります。

6ページ目につきましては、地域とのつながりについての設問となります。回答者が「地域の人と交流の場があるか」「日頃から声の掛け合いがあるか」「学校や職場での人

間関係」等についての設問です。7ページ目につきましては、こころの健康や病気に関する項目であり、うつ病や自殺に対する認識、また「自殺対策は自分自身に関わる問題であるか」「これまでの人生の中で自殺したいと考えたことはあるか」といった設問となります。

9ページ目につきましては、門真市に求める事業についてです。こちらは、今後門真市が取り組んでいくべき施策の洗い出しをしたい意向での設問となっております。問32は「児童生徒が自殺予防について学ぶ機会があった方がよいかどうか」、また10ページ目の問34「今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になるか」といった設問となります。11ページでは、府または市が行っている自殺対策に関する事柄を整理し、それらに関する認知調査となります。また、認知の有無に関わらず、回答者への周知・啓発といった目的も含まれております。

こちらのアンケートにつきましては、無記名で回収した上、第2回審議会にて結果報告をさせていただきます。この報告につきましては、年齢や性別、その他の質問でのクロス集計し、分析を行います。

**【会長】** ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

アンケート調査について、意見はないのですが、門真市の問題点として高齢者の問題が上がっているが、このような方々に郵送という形でニーズがつかめるのかどうか。高齢者はこのようなものは見ないのではないか、そのような方がリスクが高いのではないかなどが考えられますが、郵送という形でニーズが拾えるのかどうか問題として考えています。

**【コンサル】** アンケート調査については、どちらかというと高齢者の回収率が高い状況にあります。

今回、国から出てきましたプロファイルでも、高齢者が重点項目として出てきていますが、アンケートを郵送で発送させていただいても問題ないのではと思います。

**【副会長】** 実際リスクの高い、自殺だけではなくリスクの高い人、アルコール依存性の方や、認知症の方など、一人暮らしの方など、高齢者でもわりとしっかりとした方、社会性の保たれている方は、きちんと答えてくれると思いますが、さきほど言った方こそ、なかなか市役所から封筒が来ても中を開けません。そのような方が、高齢者の中でもリスクが高い人だと思いますので、アンケート調査をするにあたって、バイアスになってしまうのではと思います。郵送でもいいと思いますが、結果はバイアスがかかった、きちんと生活ができている高齢者の方の意見であるというデータが出た時に、そのような視点で見ていくことが必要だと思います。

**【会長】** その所が気になると思います。臨床家とそうでない人のインパクトの違いで、ハイリスクの人はこのようなことに答えてくれない、その人たちがハイリスクであるという観点が必要だと思います。鳥取の田舎で、農村型の支援を行います。民生委員に、「あの人あまり外に出ないね」という形で、草の根的にやることは田舎であったので出来ましたが、より拾えたという実績があるので、このような意見が出てきました。

**【障がい福祉課長】** ご意見について、直接的な回答にならないかもしれませんが、回収しやすい、目立つような封筒で工夫していきたいです。発送後、9月上旬にアンケートのお礼と、回答いただけていない方について、お願い文を送りたいと思っています。無作為でアンケート調査票を送るので、どこまで上がるかわかりませんが、不透明な部分はあるが、1件でも

多く集めていきたいと思えます。

【会長】ほかにありませんでしょうか。

【B委員】9ページですが、問31の「うつ病のサイン」とはどのようなものがわからないと、アンケートを回答しにくいと思えます。問37ですが「傾聴ボランティア養成講座」がどのようなものがわからないと、回答しづらいと思えます。

【障がい福祉課長】「うつ病のサイン」「傾聴ボランティア養成講座」の説明を入れて、工夫していきたいと思えます。

【会長】説明を付けていただくということで、よろしくお願ひいたします。他にありますか。

## ⑦ 門真市自殺対策計画策定スケジュール（案）について

【会長】それでは次に参ります。事務局説明をお願いします。

【事務局】資料9 門真市自殺対策計画策定スケジュール（案）をご覧ください。

本計画策定までの予定を表にしております。

今後のスケジュールとしましては、8月10日に門真市自殺対策計画策定委員会を開催し、先程ご説明しました市民アンケート調査票については、8月22日を目途に発送、9月17日までを回答期限とし、その後回収したアンケート調査票の集計分析を、9月末を目途に行い、調査報告書を作成します。

また自殺対策計画の関係各課に対しては、門真市自殺対策計画策定に係る棚卸し事業調査票をもとに、自殺対策につながる事業についてのヒアリング調査等を、8月20日から9月末までを目途に行います。

本審議会の開催回数は、本日を含み全4回の開催としており、次回第2回目につきましては11月中旬に開催を予定しております。開催日時につきましては、改めて日程調整させていただきますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

また次回の内容としましては、市民アンケート調査の集計結果報告とその結果から、自殺に関する現状分析等を行うとともに、門真市自殺対策計画策定に係る棚卸し事業調査結果を含めて検討した計画素案をお示しいたしますので、ご審議いただきたいと考えております。

第3回目につきましては、12月下旬の開催を予定しており、計画素案についてご審議いただき、ご審議いただいた内容を基に、1月頃にパブリックコメントを実施いたします。

第4回目は、2月の開催を予定しており、パブリックコメントの結果を踏まえた計画（案）について、ご審議いただき答申していただく予定といたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

【会長】説明について、質問等がありますでしょうか。

【事務局】スケジュールの、審議会の2回目ですが、資料9では11月上旬となっておりますが、11月中旬と説明をさせていただきましたが、ただいまのところ11月中旬から下旬を予定しており、そちらに訂正をお願いします。11月中旬から下旬で日程調整をしていきます。

【会長】審議会の予定の変更です。11月中旬から下旬ということですか。そのほかご意見等がありますか。以上、事務局から説明のありましたすべての議題について、ご意見等はありませんでしょうか。

(異議なし)

【会長】異議なしですので、事務局においては、本日いただいたご意見等を踏まえて、スケジュールに基づき計画策定を進めていただきたいと思います。

### 3 閉会

【会長】最後に、事務局から何か連絡事項等がありますか。

【事務局】本日の審議会の議事録についてであります。2週間以内に作成し、市ホームページ及び市役所別館1階の市情報コーナーで公表を予定しております。

皆さまの発言につきましては、公表前に事前にご確認をいただき、調整をしたいと思っておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

【会長】ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

ほかにご意見、ご質問等ないようですので、それでは、本日の第1回門真市自殺対策計画審議会は、これもちまして終了させていただきます。

委員の皆様方には、ご協力いただき、ありがとうございました。